

斜体文字部分は、申請内容により異なる部分です。

技術概要説明書

依頼者名	(株)〇〇〇〇〇
技術名称 項目	吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術 「〇〇〇〇〇 (封じ込め工法)」
技術の概要	既存の建築物に施工された吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールをアスベスト粉じんの飛散防止を十分に配慮し、かつ、関連法令等に則って安全に封じ込める技術 本工法の特徴は、 。 。 本工法に使用する石綿飛散防止剤は、 。
諸元・性能	(1) 封じ込め工事に際して、工事中の作業室内に隣接する部分、及び負圧除じん装置吹出し口における空気1リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とする。 (2) 封じ込め工事終了後に、作業室内における空気1リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とする。
既存技術との対比	既存の封じ込め工法と対比して、技術的な特徴があれば、ご記載下さい。
開発の趣旨	既存の建築物に施工された吹付けアスベストの封じ込めに際し、アスベストの飛散を防止する工法を確立し、その普及を図る。
開発目標	(1) 国土交通大臣認定の石綿飛散防止剤を使用して実施する封じ込め工事に際して、作業室内に隣接する部分、及び負圧除じん装置吹出し口における空気1リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ10本以下とすることにより、汚染を抑制する。 (2) 国土交通大臣認定の石綿飛散防止剤を使用して実施する封じ込め工事終了後に、作業室内における空気1リットル中の繊維状粒子（アスベスト繊維を含む）の本数をおよそ10本以下にすることにより、建築物利用者の安全を図る。 (3) 封じ込め工事中の作業者は、関連法令に則って作業を行う等のほか、施工中に発生のおそれがある事故を想定して、その対策を講ずることにより、安全を図る。
開発目標達成の確認方法	(1) 建築基準法第37条の規定に基づく国土交通大臣の認定を取得した石綿飛散防止剤を使用すると共に、認定内容で定められた処理方法に従うことを施工マニュアルで規定している。 (2) 封じ込め作業中において、作業室内に隣接する部分、及び負圧除じん装置吹出し口の粉じん濃度測定を実施する。 (3) 封じ込め作業前及び封じ込め作業後において、作業室内の粉じん濃度測定を実施する。 (4) 施工マニュアルに基づくチェックリスト等により工程管理を実施する。

実績	<p>施工件数 〇〇件 施工面積 約〇〇〇〇㎡ (〇〇〇〇年〇月現在)</p>
技術内容の公開性	<p>技術審査委員会に対しては全て公開可能</p>
特許の有無	<p>〇〇〇〇〇〇</p>
関連法規制	<p>主たる関連法規 (1) 建築基準法・同施行令等 (2) 建設業法・同施行令等 (3) 労働安全衛生法・同施行令・同規則、石綿障害予防規則 (4) 大気汚染防止法・同施行令・同規則 (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・同施行令・同規則 (6) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (7) 関係各省庁の石綿の処理に関する通知・通達等 (8) その他都道府県の定める条例等</p>
事故発生時の処置方法	<p>発生が予想される事故とその処置の概要は以下のとおり。 (1) 養生シートの損傷 (処置の概要・・・・・・・・・・・・・・・・)</p> <p>(2) 負圧除じん装置等の故障 (処置の概要・・・・・・・・・・・・・・・・)</p> <p>(3) 既存吹付けアスベスト層の脱落等 (処置の概要・・・・・・・・・・・・・・・・)</p> <p>(4) 〇〇〇〇〇〇〇〇 (処置の概要・・・・・・・・・・・・・・・・)</p>
その他	